

千葉県マンション再生事業連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号以下「法」という。）及び建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づき、再生事業を実施するマンション管理組合等に対し、マンション再生が円滑かつ適切に行われるよう支援するため、関係各機関の意見を調整し、重要事項を協議することを目的として、千葉県マンション再生事業連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項について協議することができる。

- (1) マンション再生の合意形成プロセス等における専門的知識の情報提供及び相談体制に関すること。
- (2) 法第9条に規定するマンション再生組合の設立認可に関すること。
- (3) その他、マンション再生の促進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、住宅政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定める者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じ会長が招集し会議を主宰する。

- 2 会長は、協議会において必要と認められる場合は、関係する課の課長職にある者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条 協議会は、協議する事項について調査・検討するために部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び委員をもって組織する。
- 3 部会長は、住宅政策課課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 4 部会は、必要に応じ部会長が招集しこれを主宰する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が定める者がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表2に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 7 部会長は、部会において必要と認められる協議事項がある場合は、その関係する課の担当職員の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 部会で協議された事項は、協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市局建築部住宅政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

部 局 名	委 員
都市局(都市部)	都市計画課長
都市局(建築部)	宅地課長
都市局(建築部)会長	住宅政策課長
都市局(建築部)	建築指導課長
都市局(建築部)	建築情報相談課長
消防局(警防部)	警防課長

別表 2

部 局 名	委 員
都市局(都市部)	都市計画課担当
都市局(建築部)	宅地課担当
都市局(建築部)会長	住宅政策課課長補佐
都市局(建築部)	建築指導課担当
都市局(建築部)	建築情報相談課担当
消防局(警防部)	警防課担当

(部会長：住宅政策課課長補佐)